

# 川西市中学校給食検討会議（第1回）次第

日 時 平成25年8月19日（月）  
午後2時00分～

場 所 庁議室（川西市役所4階）

## 1 開会

## 2 会議内容

（1）中学校給食に関する現状

（2）児童生徒、保護者のニーズ把握について

（3）その他

## 3 閉会

## 川西市中学校給食検討会議委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名
学 識 経 験 者	濱田 啓一	川西市歯科医師会
	藤原 政嘉	大阪青山大学 健康科学部 健康栄養学科長
	山上 威	川西市医師会
学 校 長 等	柏 直行	川西市立多田小学校長
	田口 進	川西市立川西中学校長
	田中 淑子	川西市立明峰小学校栄養教諭
	吉田 修司	川西市立多田小学校技能調理師
保 護 者 の 代 表	芝原 久美子	川西市立幼稚園PTA連絡協議会
	中井 成郷	川西市PTA連合会
	中西 真紀	川西市PTA連合会

H25.08.19現在

※所属・役職名については、就任時のものです。

## 川西市中学校給食検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 川西市立中学校における給食事業（以下「中学校給食」という。）について広く意見を聴くため、川西市立中学校給食検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (組織)

第2条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 学校関係者の代表

(3) 保護者の代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、特に教育長が必要と認める者

### (会議)

第3条 検討会議の会議は、教育長が必要と認めるときに開催し、座長は委員のうちから教育長が指名する。

2 検討会議は、必要があると認めるときは教育長に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (会議の開催日程)

第4条 会議は平成25年8月から、検討会議の目的が達成されたと教育長が認めるときまで開催するものとする。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、教育振興部学校教育室学務課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

### 付 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、検討会議が第4条に規定する会議を終了した日限り、その効力を失う。

## 川西市中学校給食検討会議会議公開運用及び傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市中学校給食検討会議（以下「検討会議」という。）の会議公開の運用及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、会議の開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

2 前項に掲げる会議公開は、検討会議の自主的な情報提供として実施するものである。

(会議の開催日時等の公開)

第3条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を会議開催日の概ね1週間前までに、事務局及び市政情報コーナー等で閲覧の用に供するものとし、また電話照会に答えることにより行うものとする。内容に変更があったときも同様とする。

(1) 会議名

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 会議次第

(4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあつてはその理由

(5) 傍聴定員（予定）

(6) 事務局（担当課）

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報紙への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については座長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第4条 何人も会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の定員は10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

5 検討会議の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第を配布するものとする。

(傍聴手続)

第6条 傍聴人は、傍聴人名簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、検討会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に検討会議の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、検討会議の座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の公開等)

第13条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第3号)を作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時及び開催場所
- (4) 出席者
- (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあつてはその理由
- (6) 傍聴者数
- (7) 会議次第及び会議結果
- (8) 審議経過(主な発言要旨等)

- 2 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
- 3 会議録の公開は、情報提供として、市政情報コーナー等において第1項の会議録を閲覧に供することにより行うものとする。
- 4 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報紙への掲載を市長に依頼する等、会議結果の公表に努めるものとする。

#### 付 則

この要領は、平成25年8月19日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

## 中学校給食検討に関するスケジュール(案)

【平成25～26年度】

日程	会議など	主な内容	備考
25年 4～7月	中学校給食検討会議の設置準備	* 会議開催要綱の制定。 * 委員の就任依頼。	* 会議は原則公開とし、会議資料や会議録はホームページ等で公表する。
8月	第1回中学校給食検討会議	* 検討内容・方向性について * 検討スケジュールについて * 経緯や現状の説明 * 意見集約方法の検討(アンケート調査など)	
9～10月	アンケート調査の実施～集計	* 学校を通じて実施 * 事務局で集計	
11月	第2回中学校給食検討会議	* アンケート調査結果の報告・検証 * 中学校給食のあり方を検討	
12月	第3回中学校給食検討会議	* 実施方法の検討	
26年 2月	第4回中学校給食検討会議	* 実施方法の検討	
4月	第5回中学校給食検討会議	* 報告書(案)について	
7月	第6回中学校給食検討会議	* 報告書について	

## 1. 学校給食法

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

## 2. 学校給食法施行規則

(学校給食の開設等の届出) 一 抜粋

第一条 学校給食法施行令(以下「令」という。)第一条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもってしなければならない。

二 完全給食、補食給食又はミルク給食の別(以下「学校給食の区分」という。)及び毎週の実施回数

- 2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食をいう。
- 3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
- 4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

## 3. 学校給食実施基準

(学校給食の実施の対象)

第二条 学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

(学校給食の実施回数等)

第三条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。



#### 4. 学校給食の実施方式について

- ①自校調理方式：各学校に給食調理施設を設置し、調理を行う。現在、小学校で実施している方式。
- ②共同調理場方式：複数の学校の給食を調理するための共同調理施設を設置し、各学校に給食を配送する。センター方式ともいう。
- ③親子方式：近隣の小学校または中学校でグループを組み、一つの学校が自校内にある給食調理施設でグループ内の学校分の調理を同時に行い、配送する。
- ④デリバリー方式：民間の給食調理施設で調理を行い、各学校に配送する。ランチボックス(弁当箱)での提供が中心である。

#### 5. これまでの経緯について

【昭和29年度】学校給食法が施行

【昭和38年度】川西中学校、多田中学校、東谷中学校でミルク給食を実施

【平成16年度】「中学校での昼食等に関するアンケート調査」を実施

対象は中学生、保護者、教職員

【平成18年度】川西中学校、明峰中学校、清和台中学校で、昼食弁当提供事業を開始

平成20年度に事業終了

【平成19年度】「中学校給食に関するアンケート調査」を実施

対象は小学4～6年生、中学1～3年生、保護者

【平成20年度】平成27年度までは幼稚園、学校の耐震化工事を優先する方針を決定



問5 学校給食を実施するにあたって心配なことについて、あてはまる選択肢○で囲んでください  
(○は3つまで)。

- ①食べる量が調節できない。
- ②残食が多くなる。
- ③給食の準備や後片付けに時間がかかり、他の教育の時間が少なくなる。
- ④施設整備費や維持費など、多く経費が必要になる(別の教育の充実に活用してほしい)。
- ⑤準備や後片付けの指導、いたずらへの対応、会計事務など学校の先生の負担が増える。
- ⑥給食費滞納の問題がある。
- ⑦その他 ( )

問6 学校給食の実施方法には様々な方式があります。現行の家庭でお弁当をつくる方式を含めて、実施してほしい順に優先順位をつけてください。優先順位の高いものを「1」、優先順位の低いものを「4」とし、枠内に「1」から「4」までの数字をご記入ください。

※平成18~20年度に一部の中学校で家庭弁当と給食の選択制を試行したものの利用者が少なく終了した経緯があり、お弁当と給食の選択制については今後の中学校給食の検討の対象から外しています。

方 式	優先順位
①家庭弁当方式…現在、中学校で実施している方式	
②自校調理方式の学校給食…各中学校に調理室を設置し調理を行う。現在、小学校で実施している方式	
③共同調理場または近隣校等から配送する学校給食…共同調理場または給食調理施設のある近隣校で調理を行い配缶などで配送する方式	
④弁当のデリバリー…民間の給食調理施設で給食をつくり学校に配送する方式。ランチボックス(弁当箱)での提供	

問7 中学校給食に関するご意見・ご要望などがございましたら、自由にご記入ください。

以上でアンケートは終わりです。  
お忙しいところ、ご協力をいただき、ありがとうございました。



## アンケート票（保護者）

お子さまの学年	小学校・中学校	年生	あなたの性別	男・女
---------	---------	----	--------	-----

※該当する回答を1つ選んで、○を入れてください。ただし、「複数回答可」とあるものは除きます。

**Q1 中学校で新たに給食を実施することについて、どのように思われますか。**

- ア 実施してほしい。
- イ どちらかといえば実施してほしい。
- ウ 実施する必要はない。
- エ どちらかといえば実施する必要はない。
- オ どちらとも言えない。

Q1で「ア」又は「イ」と答えられた方に質問いたします。

**Q2 実施してほしいと思われる理由は何ですか。**

- ア 栄養バランスの偏った食事の増加や肥満や生活習慣病の増加等の問題から「食育」が重要となっているため
- イ 家で作る弁当では、なかなか栄養バランスを考慮することが困難なため
- ウ 仕事などのため弁当を作る時間がないため
- エ 弁当を作る手間が省けるため
- オ その他（ ）

**Q3 お子さんが給食を望んでいない場合、どのように思われますか。**

- ア 食育等の観点からすれば、子どもの意思にかかわらず実施すべきである。
- イ 子どもが望まないのであれば、実施すべきだとは思わない。
- ウ わからない。
- エ その他（ ）

Q1で「ウ」又は「エ」と答えられた方に質問いたします。

Q4 実施する必要はないとする理由は何ですか。(複数回答可)

- ア 現在の弁当持参による昼食が適切だと考えるため
- イ 子どもが弁当を希望しているため
- ウ 残食が予想されるのでは給食として意味がないため
- エ 給食の実施以外でも食育を推進する方法があるため
- オ 施設整備等に係る経費がかかり過ぎるため
- カ 他に優先すべき課題があると考えするため
- キ その他( )

Q5 お子さんが給食を望んでいる場合は、実施すべきだと思いますか。

- ア 子ども達が望むのであれば、実施すべきである。
- イ 子ども達が望んでいても、実施する必要はない。
- ウ わからない。
- エ その他( )

全員の方に質問いたします。

Q6 給食を実施することとなった場合、どのような方法を望まれますか。

- ア 小学校でやっているような給食を望む。
- イ 給食が実施されるのであれば、どのような方法でも構わない。
- ウ わからない。
- エ その他( )

Q6で「イ」と答えられた方に質問いたします。

Q7 給食のその他の実施方法として、次の中から良いと思われるものを選んでください。

- ア 全員統一で、民間業者が調理したものを保温食缶で受け取り、学校で配膳する方法での給食を実施する。
- イ 全員統一で、民間業者が調理したものを弁当箱に詰めた形で受け取る方法での給食を実施する。
- ウ 自宅からの弁当と民間業者が調理した弁当のいずれかを選択する。
- エ その他( )

その他、中学校給食の実施に関するご意見があれば、自由にお書きください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

# アンケート票 (児童・生徒)

あなたの学年 がくねん しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校・中学校	年生 ねんせい	あなたの性別 せいべつ	男・女 おとこ おんな
---	------------	----------------	-------------------

Q1 中学校で新たに給食を実施してほしいと思いますか。(どれか一つに○をつけましょう。)

- ア 実施してほしい。
- イ 実施してほしいとは思わない。
- ウ どちらでもよい。

Q1で「実施してほしい」と答えた方に質問します。

Q2 実施してほしいと思う理由は何ですか。(あてはまることに○をつけましょう。いくつでもかまいません。)

- ア 給食は、栄養バランスを考えて作られているため
- イ 毎日いろいろなメニューの食事をとることができるため
- ウ お家の人がお弁当を作るのは大変だと思うため
- エ お弁当だと毎日持って行けないため
- オ その他( )

Q1で「実施してほしいとは思わない」と答えた方に質問します。

Q3 実施してほしいとは思わない理由は何ですか。(あてはまることに○をつけましょう。いくつでもかまいません。)

- ア お家の人で作ったお弁当の方が良いため
- イ 給食ではお弁当のように自分の好きな物が食べられないため
- ウ 給食では量が多すぎるため
- エ 給食では量が少なすぎるため
- オ 準備や片付けに時間がかかり、昼休みの時間が少なくなるため
- カ その他( )